

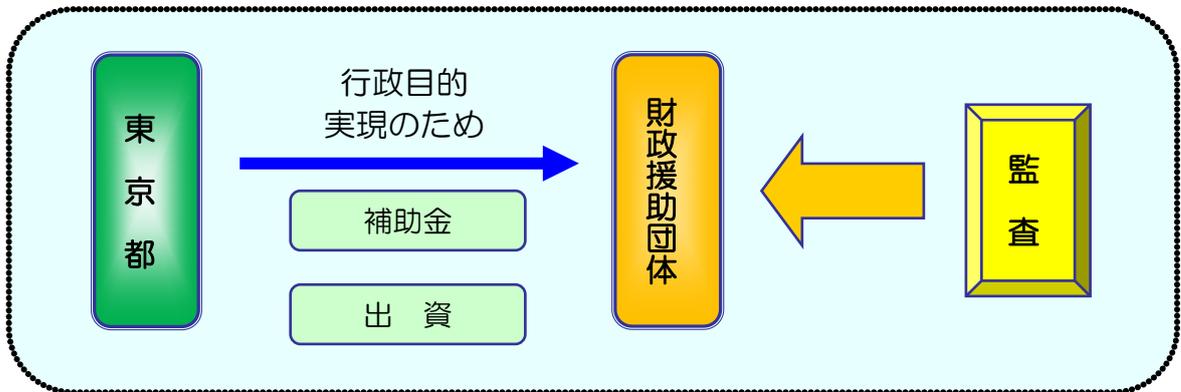
3 財政援助団体等監査

都が交付している補助金等が補助目的に沿って使われているか、出資している団体が出資目的に沿った運営をしているか、などを監査しています。

平成26年は、補助金等交付団体、出資団体（都が資本金等の25%以上を出資している団体）等及びその所管局について、平成24年度及び平成25年度の事業を対象として監査を実施しました。

監査の結果

- 補助金等交付団体 123団体
 - 出資団体 12団体
- を監査し
- 指摘 63件
 - 意見・要望 6件
 - 指摘金額 1億8,428万円



● 財政援助団体等監査の主な検証内容

区分	検証内容
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none"> • 補助事業等は、目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。 • 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。
出資団体	<ul style="list-style-type: none"> • 団体は、出資目的に沿って適切に運営されているか。 • 事業は、費用対効果に配慮して適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> • 公の施設の管理運営は、適正かつ効率的に行われているか。

主な指摘事項

過大に交付した補助金の返還と補助金交付事務の改善を求めたもの

福祉保健局・社会福祉法人等40団体（指摘金額 612万円）

状況

福祉保健局は保育所を運営する社会福祉法人等に補助金を交付しています。この補助金は、事業実績等に基づき、補助金交付要綱に定められた方法により金額を算出しています。

監査の結果、社会福祉法人15団体が運営する16施設において、補助金の申請誤りが見つかりました。

指摘

申請の誤りにより、補助金が合計612万円過大に交付されていました。

各法人に対し、過大に交付された補助金を返還するよう求めました。

また、局に対し、補助金交付事務のより一層の改善を求めました。

● 申請誤りの例

- ・ 延長保育を行った場合、利用児童数の実績に応じて補助金が加算されますが、対象となる児童数を誤って算定していました。
- ・ アレルギーを持つ児童に対応した保育には、対象児童数に応じて補助金が加算されますが、要件を満たしていないものも含めて算定していました。

財団の定めた規定に反して金融商品の購入を行っていたもの

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター

状況

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターでは、平成25年度に円建て外債（額面5億円）が証券会社から満期前に償還され、国債に買い替えています。

その手続を見たところ、財団の定めた規定に反して、文書による決定を経ないまま、購入を行っていました。

また、財団は緊急的な対応であったとしていますが、財団では、緊急時など特別な事情が生じた場合に行う手続きについて、具体的に定めていませんでした。

指摘

財団に対し、資金運用手続を適正に行うとともに、緊急時等についての規定の整備を求めました。

損失医療費補填金を返還していなかったもの

公益財団法人東京都保健医療公社

状況

公益財団法人東京都保健医療公社の各病院は、都の二次救急医療機関として指定を受け、救急患者の受入れを行っています。救急患者の医療費が、失踪等により徴収できずに損失となった場合には、東京消防庁がその医療費を補填しています。

また、事後にその医療費を徴収できた場合は、受け入れた補填金を返還することになっています。

しかしながら、大久保病院では、5名分について事後に徴収できていたにもかかわらず、返還していませんでした。

指摘

公社に対し、損失医療費補填金を返還するよう求めました。